

社会福祉施設及び病院における夜間マニュアル訓練

～ 実施要領の例 ～



高 松 市 北 消 防 署

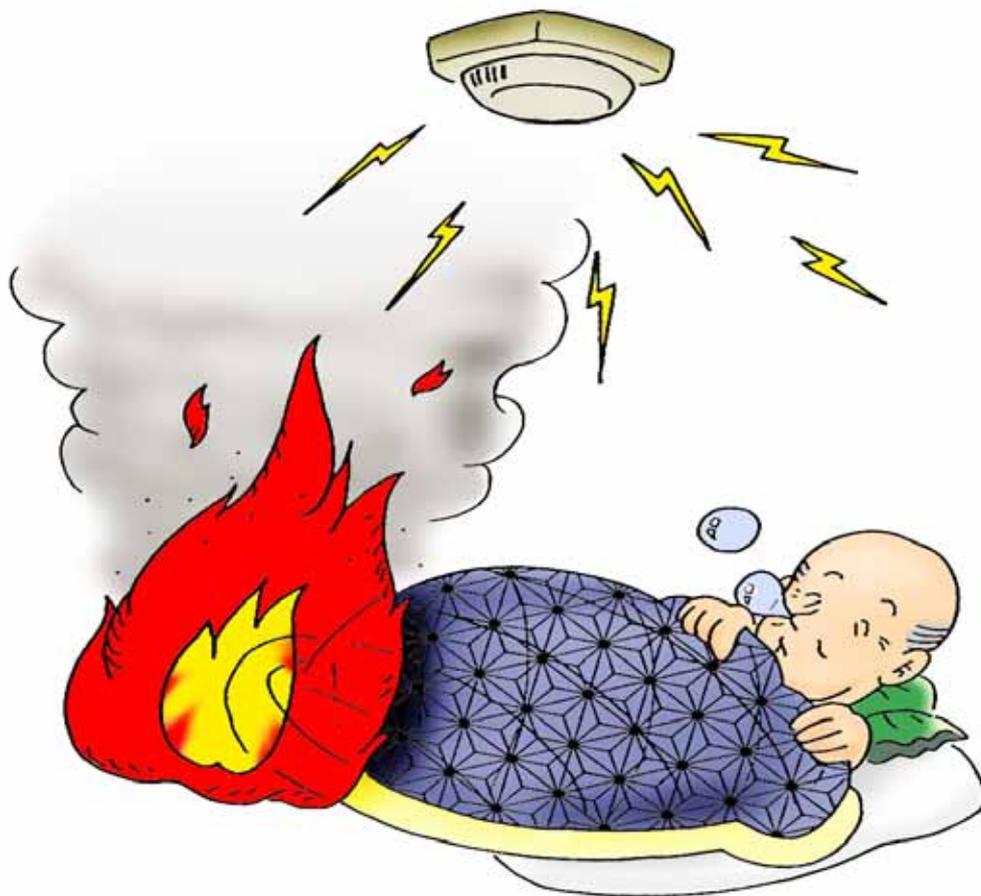
(1) 出火場所の確認

自力避難困難者の人数を考慮して、避難が最も困難であると思われる防火区画内にある就寝室、リネン室などに設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させます。この時、発報させた室の廊下側の入口付近に、旗などの目印を設置しておきましょう。

隊員は、夜間に正規に勤務する場所に待機しておきましょう。

受信機・副受信機で、火災表示灯が点灯した場所を見て、発報場所を確認します。

仮眠状態で待機することになっている場合は、発報後15秒経過した後に行動を起こしましょう。



(2) 現場の確認

受信機・副受信機で出火場所を確認した人は、発報した感知器のある出火室に行きます（又は隊員に指示して行かせます 肉声、電話、無線などで）。

中に入って、火災の有無を確認する動作を行きましょう。

この場合、他の隊員で仮眠状態で待機している人は、指示されてから15秒経過した後に行動を起こしましょう。

火災を確認した人は、その場で「**火事だー！**」と2回叫びます。

隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次のとおりです。

ア 非常用エレベーターは使用しても構いません。

イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付のものに限り使用できます。

この場合、確認隊員は、出火区画のすぐ下の階まではエレベーターを使用できますが、それより上の階へは階段を利用しなければなりません。



(3) 消防機関への通報

計画上通報を行う人が、消防機関への模擬通報を行います。

この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいですが、訓練用の電話機などを利用しても構いません。

非常通報装置が設置されている場合には、非常通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い（事前に消防機関の了解を得た場合は、実際にボタンを押します）、 を省略できます。

消防機関への通報の内容は、次のようなものとします。

なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、大枠で必要事項が通報されていれば構いません。

- (1) 事故の種別（火災、地震など）
- (2) 所在地
- (3) 建物名称
- (4) 火災の状況（出火位置、燃焼物、逃げ遅れの有無など）
- (5) その他（付近の目標物など）



(4) 初期消火

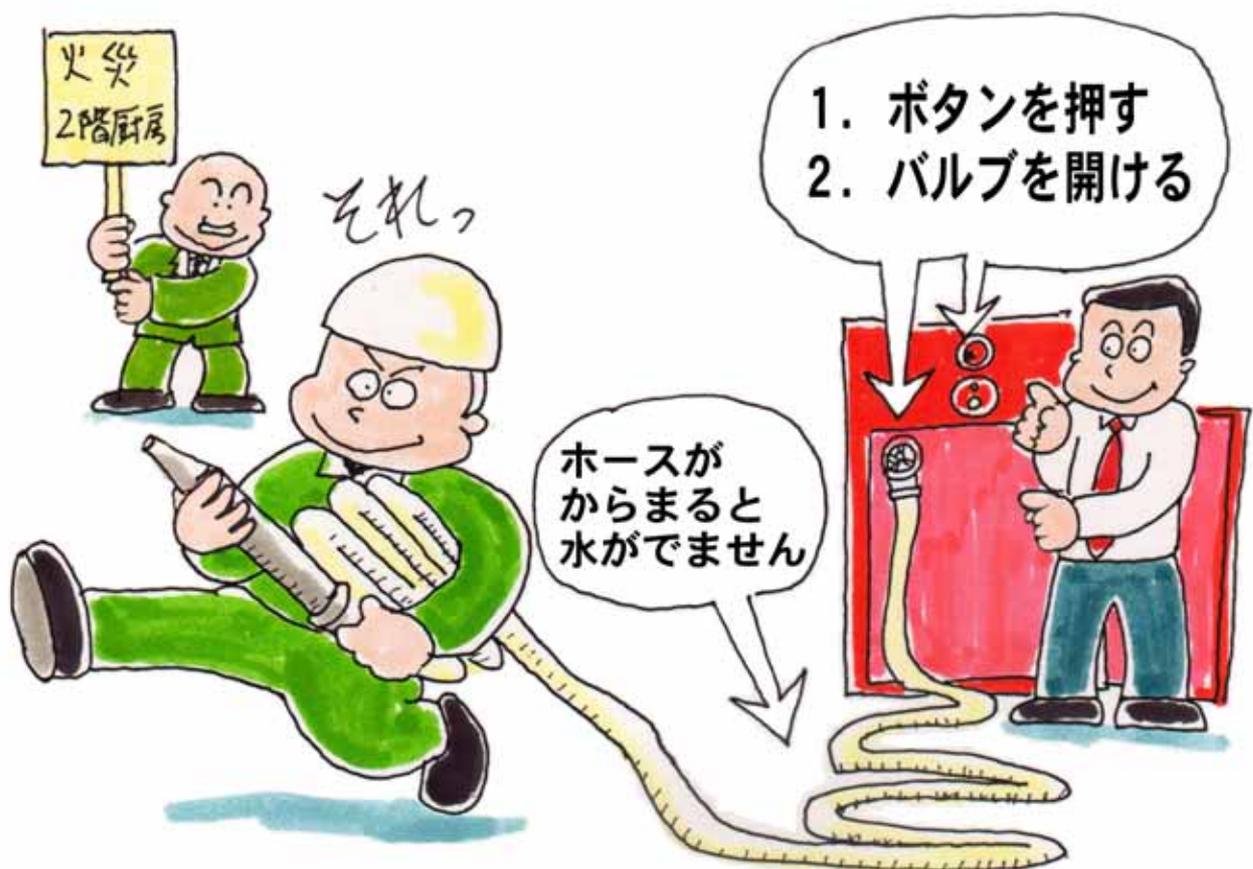
模擬初期消火は、消火器を用いても、屋内消火栓を用いても構いません。

消火器を用いる場合は、消火器を実際に放出しましょう。

又は放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15秒間維持します。

屋内消火栓を用いる場合は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30秒間維持します。

なお、この行動を選択した場合は限界時間が1分間延長されます。



(5) 区画の形成

出火室の戸は、出火室の避難・初期消火行動が終わった後、すぐに閉鎖します。

出火区画内では、各室の戸をできるだけ早い時期に閉鎖しましょう。

出火区画・隣接区画を構成する防火戸は、火事の際に自動的に閉鎖する防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、できるだけ早く手動で閉鎖します。

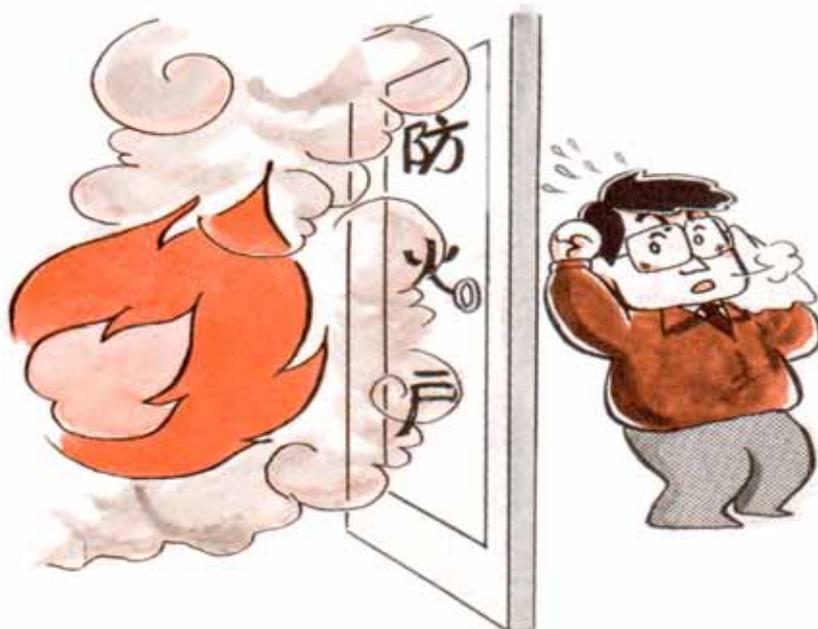
それぞれ出火区画・隣接区画の避難等は考慮しましょう

隣接区画において、就寢室からバルコニーなどに避難させる場合には、それぞれの就寢室の戸を閉鎖しましょう。

その他の場合には、それぞれの就寢室の戸を閉鎖するかどうかは、避難方法や戸の性能などにより、それぞれ判断しましょう。

出火区画・隣接区画を形成する防火戸以外の防火戸で縦穴区画や水平区画を形成するものは、手動で閉鎖します。

火災の際に自動的に閉鎖する防火戸の場合は、閉鎖障害がないことを予め確認すれば足りることとします。



(6) 情報伝達及び避難等

非常放送設備が設けられている場合は、非常放送を行います。

また、非常放送がなくても、業務用放送設備などの伝達手段がある場合には、それを活用しましょう。

放送文例は次のようなものとし（独自の文例がある場合はそれを使いましょう）、3回繰り返します。

「ただ今、階で、火災が発生しました。入所者等は、至急へ避難してください。なお避難の際は、各室の出入り口の戸を閉めて下さい（繰り返します）。」

情報伝達や避難などは、出火区画、隣接区画、その他の区画と火点に近い区画から順に行いましょう。具体的方法は次のとおりです。

この場合、原則として入所者のすべてを避難させます。

全員が訓練・検証に参加できないときは、自力避難困難者についてはできるだけ職員など他の健常者が代わりになり、その他は参加可能な範囲で参加してもらいましょう。

ア 避難等は、入所者等の避難能力などに応じて、次のようなものです。

(ア) 自力避難ができる人…… 大声で「火事だ。へ避難してください」と叫ぶなど、施設・入所者等の実態に応じて、確実に伝達できる方法で避難誘導を行います。

(イ) 自力避難が困難な人…… 腕で支える、車椅子、車付きベッド、背負いなど、施設・入所者などの実態に応じた方法により避難させます。

イ 出火区画内の入所者等は、出火区画以外の場所へ避難させます。

ウ 隣接区画の入所者等は、出火区画又は隣接区画以外の場所に避難させます。

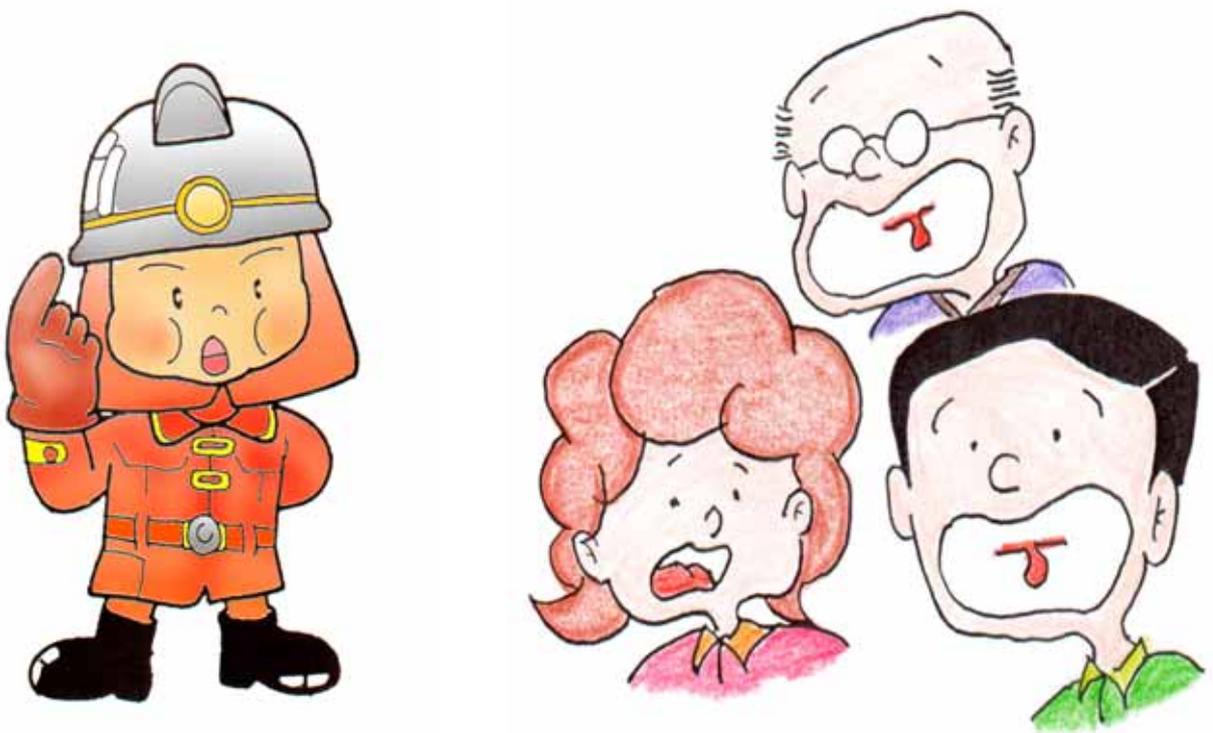
エ イ及びウが終了した後、順次入所者等を地上、屋上、バルコニーなど安全な場所へと避難させます。



(7) 消防隊への情報提供

消防隊員に対し次のような内容を提供します。
この場合、入所者等の名簿があれば持参しましょう。

- ・ 出火場所 「 階の 」
- ・ 入居者等の状況 「 階に自力避難困難者 名、自力避難可能者 名、 階に自力避難困難者 名、自力避難可能者 名がいます 」
- ・ 避難の状況 「 階の入所者は、 へ一時避難しています 」



(8) 近隣事業所等の応援

近隣事業所等の応援者に、電話などで連絡をします。

ただし、非常通報装置が設置されている施設で、関係者に二次通報が行われるものはその必要はありません。

近隣事業所等の応援者は、消防隊が救出した入所者等や自力で避難階まで避難してきた入所者等を救護所へ誘導・搬送するとともに、応急救護措置なども行います。



(9) その他

過去の災害事例で、訓練と思い避難しなかった入所者がいたことから、マニュアル訓練の実施については、入所者全員に周知してから始めましょう。

